

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	午前9時25分から 令和2年5月27日（水） 午前10時00分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出 席 者	<p>富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課）</p> <p>紺清市民環境部参事、渋谷資源リサイクル課長、鈴木同課主幹、木田同課長補佐 （事務局）</p> <p>永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、江原同課政策企画係主任、稲葉市長公室次長兼秘書課長</p>	
会 議 内 容	<p>1 朝霞和光資源循環組合の設立について</p> <p>2 令和2年第2回朝霞市議会定例会提出議案について</p>	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞和光資源循環組合の設立について ・朝霞和光資源循環組合の設立に関する概要 ・ごみ処理広域化基本構想（概要版） ・令和2年第2回朝霞市議会定例会提出議案一覧表 ・令和2年第2回朝霞市議会定例会提出議案 	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 朝霞和光資源循環組合の設立について

【説明】

（担当課：渋谷資源リサイクル課長）

最初に、ごみ処理広域化基本構想について、説明させていただく。

ごみ処理広域化基本構想は、両市のごみ処理の実態・ごみ処理の広域化を進めるうえでの課題を整理し、基本的事項を明らかにする内容のものである。

また、作成にあたっては、パブリックコメントを、4月15日から5月14日までの30日間、朝霞市・和光市両市のホームページ、ツイッター、広報などで周知し実施した。意見数は、11人と1法人からで、58件の意見をいただいている。

主な意見の内容としては、新施設の周辺環境の整備や環境、水害等の対策についてや余熱利用に関する意見などであった。

今後、施設整備基本計画の中で検討していくこととしている。

それでは、「ごみ処理広域化基本構想」について、昨日、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会において、承認をいただいたので、「ごみ処理広域化基本構想（概要版）」を用い報告を行う。

26ページのごみ処理広域化事業のスケジュールについて説明させていただく。

広域処理施設については、令和10年度からの稼働を予定し、令和6年度から設計・施工を開始することを想定した事業スケジュールを表に示している。

令和2年10月の組合設立後、令和3年度から広域処理施設整備基本計画の策定や生活環境影響調査等を実施し、令和4年度から整備運営事業者の選定を経て、令和6年度からの設計施工に移るスケジュールとしている。

13ページの広域処理の基本方針について。

国や県の「広域処理の考え方」のほか、両市の上位計画や協議会での審議を踏まえ、4本の柱を掲げている。

1点目としては、組合を新たに設立し、共同処理を行うことになるので、厳しい財政事情を考慮し「経済性・効率性の確保」を掲げている。

2点目としては、「安心・安全、安定的な共同処理体制の構築」として、確立された技術による広域処理施設の整備を行うこととしている。

こちらでは、処理方式に限らず、災害への対応や、周辺地域への配慮といったことを含めた考え方となっている。

3点目としては、「廃棄物エネルギーの有効利用」ということで、「環境負荷の少ない広域処理施設の整備」を目指すことを掲げている。

4点目としては、「地域社会に貢献できる体制の構築」を掲げており、環境学習機能などを有した施設の整備を掲げている。

14ページの広域処理を行う業務範囲の検討であるが、イラストのとおり、収集運搬業務は、今までどおり各市の業務とし、中間処理から資源化・処分に関する事業を一部事務組合で実施することとしている。

続いて15ページの分別区分と収集運搬体制等について。

分別区分は、おおむね一致しているが、施設設備の仕様に関わる部分については、統一が必要としている。

収集運搬体制は、方法、回数、形態が両市で一致しており、現状の体制を維持することとしている。

搬入車両台数は、車両集中等の影響があるので、施設内の待機動線や市民からの直接搬入制度のあり方について検討することとしている。

次に、16ページの広域シナリオの検討について。

令和10年度稼働の広域処理施設で処理する対象ごみは、「可燃ごみ」と「不燃・粗大ごみ」とし、「びん・かん」、「プラスチック・ペットボトル」は、24ページの跡地利用計画で示しているが、将来的に共同処理体制に組み入れていくよう引き続き協議を行う。

また、施設の規模については、可燃ごみ処理施設が日量173t、不燃・粗大ごみ処理施設が日量15tの規模としており、両市の一般廃棄物処理基本計画の減量化目標を踏まえた将来のごみ排出量や、人口推計などから算出している。

17ページの新施設の建設用地については、和光市清掃センターの隣地で、旧焼却場を含めた2.54haを予定している。

続いて、22ページ余熱利用基本構想について。

余熱利用の考え方については、基本的には「発電」や「温水」等の場内利用を優先的に考え、場外利用については、施設運営費の削減が期待できる「電力会社への売電」について、具体的に検討していくものとしている。

次に、地域貢献については、両市の上位計画を踏まえ、「環境教育・環境学習の拠点」、「環境に関する情報を収集・発信拠点」、「住民の環境活動の拠点」という柱を掲げて、広域処理施設が担う役割として整理している。

28ページの概算事業費等について。

広域化の財政メリットについて、建設費・運営費は約114億円の両市のメリットが期待できる内容となっているが、30ページの広域処理施設整備事業のほかにも、調査業務等があるので、今後事業費を精査していきたい。

以上がごみ処理広域化基本構想の説明である。

続いて、朝霞和光資源循環組合の設立について、説明したい。

令和2年10月1日から、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するために、朝霞和光資源循環組合を設立する必要があり、規約について上程するものである。

次に、概要について説明を行う。

第1条では組合の名称について、第3条では共同処理する事務について規定している。

第4条では事務所の位置について、第5条では、組合議会の議員について規定している。

執行機関については、第8条で管理者及び副管理者について、第11条で職員について、第12条で監査委員について規定している。

経費については、第13条の規定のとおり、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成市が負担することとしている。負担割合については、次のページの別表のとおりである。

以上が、新組合の規約案となるが、議決後については、和光市と法定協議を行ったのち、協議会において、埼玉県知事に対して設立許可の申請を行う予定となっている。

(神田市長公室長)

本件は5月11日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、規約の第8条第2項で「管理者及び副管理者は協議により定める」となっているが、附則の第2項では、「管理者の互選」という表現となっているとの指摘に対し、表記について検討するとの回答があり、本日の案においては、「管理者の互選」という表現を削除し整理している。

次に、規約の第13条関係の別表で「搬入量割の算出基礎を前々年度の対象ごみの搬入量の実績とする。」とあるが、施設ができる前なので、2年間はそれぞれの市で処理したものの搬出量に基づいて経費を決定していくということでよいかとの質問に対し、それぞれの市で処理したものに基いて算出するとの説明があった。

続いて、既存のごみ焼却施設を解体する経費について、第13条の別表では、「既存のごみ処理施設を所在する市が負担する」となっている。

その前段として、第13条本文には、組合の収入に不足がある時は別表が適応されるということになっているので、この表現だと、まず組合の経費を充てて、さらに不足があるときに、それぞれの市が解体の費用負担するように読みとれる。

既存の施設の解体する費用は組合で負担すべきではとの質問に対し、既存の施設は、朝霞市は4施設、和光市は2施設あり、その施設の解体費用について協議した結果、それぞれの市で解体して、更地にし、その後の利用は組合で考えていくことでまとまっているとの説明があり、表記については検討したいとの回答があった。

その後、検討を経た結果、原案の表記で趣旨が反映されることから原案のままと

なっている。

続いて、和光市に取得する土地の支払いを和光と折半するにも関わらず、朝霞市の土地を組合に無償で提供するとなると不公平感があるのではないかとの意見に対して、朝霞市もクリーンセンターの土地を組合に提供するが、和光市においても清掃センターの土地を組合に提供することとなっているとの説明があった。

その他、広域化事業のスケジュールや検討段階を問う質問、また、施設の解体にあたっては、環境省の交付金を活用していく必要がある旨の意見等があった。

これらの結果から一部修正し、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 令和2年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(麦田こども・健康部長)

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて。

令和元年度(2019年度)の保険給付費の予算額に不足が生じたことから、去る3月30日に令和元年度(2019年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第3号を専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1億8,800万円の増額で、これを含めた累計額は、111億11万6,000円となっている。

次に、歳入歳出の概要について。

まず、歳入の県支出金は、本市が行う保険給付の実績に応じ、その同額が埼玉県から交付される普通交付金を1億8,800万円増額している。

次に、歳出の保険給付費においては、一般被保険者療養給付費に不足が生じたことから1億8,800万円を増額している。

(須田総務部長)

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものである。

改正内容は、まず個人市民税について、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族等申告書から単身児童扶養者に係る規定を削除するものである。また、固定資産税では、

所有者不明の土地について使用者を所有者とみなす制度を拡大するほか、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を新たに規定するものである。併せて引用条項の整備、元号の改正、語句の整理等を行っている。

(須田総務部長)

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものである。

改正内容は、市税条例同様に、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を新たに規定するほか、語句の整理等を行うものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、去る3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

改正内容は、低所得者の国民健康保険税を軽減するための判定所得の見直しを行い、対象世帯の拡充をしたものである。

(須田総務部長)

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度朝霞市一般会計補正予算第1号を4月30日に専決処分したので、その承認を求めるものである。

この専決処分は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するにあたり、国の補正予算が4月30日に成立したので、市においても速やかに対策を実施するため、同日付で専決処分を行ったものある。

補正額は、歳入歳出それぞれ152億1,932万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、587億2,932万8,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち、歳入については、国庫支出金は、新たに特別定額給付金給付事業費補助金や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金などを計上するほか、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を増額することにより、148億7,531万4,000円増額している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を3億4,401万4,000円増額している。

次に歳出についてだが、民生費は、新たに特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別

給付金などを計上するほか、住居確保給付金などを増額することにより、149億9,653万1,000円増額している。

衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策用品を購入するため、消耗品費を1,779万7,000円増額している。

商工費は、新たに持ち帰り・宅配サービス導入奨励金や中小・小規模企業者支援金を計上することにより、2億500万円増額している。

(麦田こども・健康部長)

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて。

国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金及び国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した自営業者など、収入が事業収入等である主たる生計維持者に対する傷病見舞金の支給について、令和2年度(2020年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号を専決処分したもので、歳入歳出それぞれ571万5,000円の増額で、これを含めた累計額は、104億3,002万8,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げます。

まず、歳入について、県支出金は、傷病手当金の支給額に対する国からの交付金として171万5,000円を増額している。

繰入金は、傷病見舞金の支給に対する一般会計繰入金として400万円を増額している。

次に歳出だが、保険給付費において、傷病手当金の支給額として171万5,000円を増額している。

保健事業費は、傷病見舞金の支給額として、400万円を増額している。

(麦田こども・健康部長)

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて。

国民健康保険の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどの理由により、労務に服することができなかった期間を対象に、傷病手当金を支給するため、朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

改正内容については、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、直近の給与収入の3分の2に相当する額の傷病手当金を支給するものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて。

埼玉県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関し、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、市町村の窓口で傷病手当金の支給に係る申請書の受付を行うこととなるため、本市においても朝霞市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

改正内容については、本市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付を加えるものである。

(須田総務部長)

議案第36号 令和2年度(2020年度)朝霞市一般会計補正予算第2号について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、5億8,817万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、593億1,750万6,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち歳入について、国庫支出金は、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や公立学校情報機器整備費補助金を計上するほか、低所得者保険料軽減負担金を増額することにより、5億9,630万7,000円増額している。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、先に専決した議案第32号令和2年度(2020年度)朝霞市一般会計補正予算第1号に計上した、あさかスマイルキッズ臨時特別給付金支給事業や商工総務事務事業における中小・小規模企業者支援金などの財源としている。

県支出金は、低所得者保険料軽減負担金を931万6,000円増額している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を1,744万5,000円減額している。

次に、歳出について、総務費は、市長及び副市長の給料などを減額する一方、避難所における感染症対策のため、新たに防災対策用備品購入費を計上することなどにより2,305万4,000円増額している。

民生費は、介護保険において、低所得者に対する保険料負担の軽減を強化することに伴う介護保険特別会計への繰出金を増額するほか、高齢者バス・鉄道共通カードの申請を郵送で対応するための郵便料を増額することにより、3,882万4,000円増額している。

衛生費は、水道事業会計において、水道料金の減額を行うことに伴い、新たに水道事業会計補助金を計上することにより、1億2,110万円増額している。

商工費は、中小企業融資利子補給補助金を717万6,000円増額している。

土木費は、自転車駐車場使用料返還金を542万1,000円増額している。

教育費は、教育長の給料などを減額する一方、新たに、小・中学校においてコンピュ

一タ端末を整備するため、教材教具購入費を計上することにより、3億9,260万3,000円増額している。

(三田福祉部長)

議案第37号 令和2年度(2020年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号について。

今回の補正予算は、低所得者の保険料負担軽減の強化を図るため、保険料を減額し、同額を公費で負担するもので、歳入歳出予算総額の71億2,544万5,000円については、変更はない。

歳入の概要について、保険料は、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階までの方について、保険料基準額に対する負担割合を軽減し、合計3,726万7,000円を減額するものである。

繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金の増額に伴い、一般会計繰入金を3,726万7,000円増額するものである。

(須田総務部長)

議案第38号 朝霞市固定資産評価審査委員会条例及び朝霞市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正が、令和元年12月16日に施行されたことに伴い、同法を引用している条例の該当部分を改正する必要が生じたものである。法律の改正が既に施行されていることから、条例の施行日も公布の日からとしている。

(須田総務部長)

議案第39号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による厳しい経済情勢等を考慮し、市長、副市長、教育長の給与の減額措置を行うものである。市長の給料月額が30パーセント、副市長及び教育長の給料月額は20パーセント減じる特例措置を、本年7月1日から令和3年3月16日までの間、実施するものである。7月1日から実施するため、条例の施行日は令和2年7月1日としている。

(宮村市民環境部長)

議案第40号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

改正内容については、住民基本台帳法が一部改正されたことに伴い、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が条項設定されたことから法律に合わせ、朝霞

市手数料徴収条例の別表第1に住民票の除票の写し、住民票の除票の記載事項に関する証明及び戸籍の附票の除票の写しの項目と手数料を掲載するものである。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、個人番号通知カードが廃止されたことから、手数料徴収条例の別表第1の項目から個人番号通知カード再交付手数料を削除するものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(三田福祉部長)

議案第41号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について。

改正内容は、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて介護保険法施行令が改正されたことにより、令和元年度に実施した低所得者を対象とした介護保険料の軽減について、更なる強化を図るため改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第42号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について。

組合の構成団体の名称変更に伴い、規約を変更するものである。

具体的には、同組合を組織する地方公共団体のうち、鴻巣行田北本環境資源組合が彩北広域清掃組合に名称変更することに伴い、同組合規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、提出するものである。

なお、この変更については、埼玉県知事の許可があった日から施行し、令和2年4月1日から適用することとなる。

(宮村市民環境部長)

議案第43号 朝霞和光資源循環組合の設立について。

令和10年度を目途に、広域処理施設の運営を開始するため、本年10月1日からごみ処理に関する事務を共同処理する朝霞和光資源循環組合の規約について協議する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、提出するものである。

内容については、組合の名称は朝霞和光資源循環組合とすること。共同処理する事務はごみ処理広域に係る計画の策定に関すること。また、ごみ広域処理施設の設置及び稼働の管理運営に関することなどとなっている。事務所の位置は和光市役所内で、経費については、別表の割合をもって構成市が負担することとしている。

なお、この規約は令和2年10月から施行したいと考えている。

(木村上下水道部長)

議案第44号 令和2年度(2020年度)朝霞市水道事業会計補正予算第1号について。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校、保育園等の休校休園をはじめ、外出自粛による家庭内の水道使用量が増加していることなどから、その負担軽減を図るため、一般会計から財源支援を受け、水道料金の減額を行うものである。

減額の内容は、水道料金の基本料金の50%を6カ月間免除するものである。

収益的収入については、営業収益の水道料金で、その減額相当分1億2,000万円を減額し、一般会計からの繰り入れとして営業外収入の他会計補助金を1億2,110万円増額するものである。

支出では、業務費の電算システム改修委託料を110万円増額するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】